

申告期間は 2/16 (火) ~ 3/15 (火)

税の申告が始まります

平成 27 年分の所得税の確定申告、平成 28 年度分の市県民税の申告が始まります。申告期間は 2 月 16 日(火)~ 3 月 15 日(火)ですが、還付申告の人は 2 月 16 日より前でも厚狭税務署で申告することができます。申告書は早めに作成して提出しましょう。



●所得税申告・確定申告相談

☎ 厚狭税務署個人課税部門 (☎ 72-0180)

会場	日程	時間
厚狭税務署	2月16日(火) ~ 3月15日(火) (土・日曜日は除く)	9:00 ~ 16:00

※復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

●収入が公的年金のみの人の

市県民税申告・確定申告事前相談

☎ 税務課市民税係 (☎ 82-1125)

会場	日程	時間
市役所 3階大会議室	2月12日(金) 15日(月)	9:00 ~ 16:30

●市県民税申告・確定申告相談

☎ 税務課市民税係 (☎ 82-1125)

確定申告は、申告の内容によっては以下の会場では受けられない場合があります。

会場	日程	時間
市役所 3階大会議室	2月16日(火) ~ 3月15日(火) (土・日曜日は除く)	9:00 ~ 16:30
厚陽公民館 2階講堂	2月17日(水)	9:30 ~ 16:00
埴生公民館 2階大講堂	2月18日(木) 19日(金)	
保健センター 1階機能訓練室	2月24日(水)	9:30 ~ 16:00
商工センター 2階大会議室	2月25日(木) 26日(金)	
赤崎公民館 1階研修室	3月 2日(水) 3日(木)	9:00 ~ 16:00
市役所 1階ロビー	3月 5日(土) 6日(日)	
有帆公民館 会議室	3月 9日(水)	9:30 ~ 12:00
本山公民館 研修室	3月10日(木)	9:30 ~ 16:00

各会場とも初日や午前中は混み合います。また、会場の駐車場には限りがありますので、ご了承ください。



申告に必要なもの

- ① 印判 (スタンプ印は不可)
 - ② 電卓・筆記用具
 - ③ 給与や公的年金等の源泉徴収票など
事業や農業、不動産などの収入がある人は、収支内訳書を作成してください。
 - ④ 控除を受ける場合に必要書類
 - ◇ 配偶者特別控除
配偶者の所得金額がわかるもの
(源泉徴収票など)
 - ◇ 医療費控除
支払った医療費の領収書やレシート、保険などで補てんされる金額の明細書
(領収書等は整理し、内訳書に記入のうえ持参)
 - ◇ 社会保険料控除
国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険料などの支払証明書
 - ◇ 生命保険料控除・地震保険料控除
支払保険料の控除証明書
 - ◇ 障害者控除
障害者手帳、療育手帳、要介護による市の認定証など
 - ◇ 寄附金控除
寄附金の領収書、税額控除対象法人であることの証明書など
- ※その他の控除について、詳しくはお問い合わせください。